

第 2 回船橋市居住支援協議会設立準備会要点記録

項番	項目	対応・補足説明
居住支援サービスの提供方法について		
1	<p>＜当面の対象者について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • もともと入れないような方を入居させるというのは不可能。そこまでのことを対象としているのか、能力はあるが、孤独死等の不安がある入居者に対しての問題について検討するのか実態的には分けないと検討できないのではないか。（高橋（弘）委員） • 家賃負担能力が証明できる人でなければ当然入れないので、今回の民間賃貸住宅活用としては、それが条件であるのは仕方がない。（小林委員長） • 家賃負担能力がなければ当然入れないので、それは別途、別の方式でやらざるを得ない。もっと低い家賃のものを整備していくという話は、また第 2 課題として整理して別に扱うのはどうか。（小林委員長） 	<ul style="list-style-type: none"> • 当面の対象は、借上公営住宅のようなものではなく、市場原理の中で民間住宅に入るときに、さまざまなサービスがついていることで受け入れやすい状況をつくるのが第一の目的です。ご意見のとおり、もっと低い家賃のものを整備するのは別の課題として、まずは、家賃負担能力のある方を対象として組み立てることを考えています。
居住支援協議会の組織・委員構成等について		
2	<p>＜事務局及び相談窓口について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • かなり課題が多いので、どんな仕組みが適切かを考えていただいた後、ご提案いただくというのがよさそうに思うがどうか。（小林委員長） 	<ul style="list-style-type: none"> • 組織・委員の構成については特に異議はなかった為、資料 6 に示した案を基に作成します。また、相談窓口の体制については、本日いただいた意見をもとに案を作成します。
居住支援協議会のスケジュールについて		
3	<p>＜事例相談会について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 29 年度について、相談窓口が始まると、最初まだ様子がよくわからないので、事例検討会をちょっと増やしたほうがいい。いつ始めるかによるが、大体 3 カ月に 1 回ぐらい事例検討をして、どういう人が来て、この人はできなかったとか、この人はうまくいったとか、そういう話を 3 か月か 4 か月に 1 回はやったほうがいいと思う。（中島副委員長） 	<ul style="list-style-type: none"> • ご指摘のとおり事例検討会の回数を増やす方向で考えています。なお、定期総会や事例検討会については、総会の後に、事例検討する場を設けたり、事例検討会の前に必要な協議を行うなど柔軟に対応できればと考えています。

項番	項目	対応・補足説明
4	<p><事務局について></p> <ul style="list-style-type: none"> • 11月の会議の場で事務局をお願いされても審議してからでないかと答えを出すことができないので、スケジュール的に無理ではないか。(高橋(弘)委員) • 会議とは別に直接相談していただくほうがよいと思う。(小林委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> • 事務局については、会議とは別に直接相談することとしました。
5	<p><相談窓口について></p> <ul style="list-style-type: none"> • 4月にすぐに相談窓口開設でなくてもいい。逆にちょっとそこは遅くてもいい。(中島副委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> • 設立のときは少なくとも事務局が決まっていなければならないので、それが第1優先で、次に相談窓口、サービスをそろえるのはそれ以降として考えています。
6	<p><グループホームについて></p> <ul style="list-style-type: none"> • 民間賃貸アパートを知的障害者用や高齢者用のグループホームに切り替えるという例は出始めている。空家を活用してグループホームというのもあるので、検討していきたい。(小林委員長) • 無料低額宿泊所等を居住支援協議会の対象に含めるか、どう扱うかというのも課題。(小林委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業計画を作成するうえで、優先順位を決め、検討していきます。
7	<p><緊急通報装置について></p> <ul style="list-style-type: none"> • 市との契約と同等の契約が交わすことができれば、会議ではなく、別に言っていただき、私たちのほうでこういうことが利用できるので、高齢者、あるいは障害者の人たちを率先あるいは優先的ではないにしても、拒絶しないようなスタイルでやれると思うということを会議で言えるようになる。(高橋(弘)委員) 	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急通報装置の設置について、市が現在行っているサービスの契約内容は、一般に契約するよりも安く契約を交わすことができている。業者のホームページを確認したところ、一般の方が直接契約を行った場合には、月額3,000円から4,000円程度で契約を行うことができます。